

登別市地域総合整備資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市内の地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付けを行うに当たりその基準を定め、貸付業務の公平かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付対象費用)

第2条 貸付の対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付の対象となる事業は、市長が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるものであること。
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるものであること。
- (3) 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が1,000万円以上のものであること。
- (4) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるものであること。

2 前項に規定する事業のうち、次に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付対象から除外する。

- (1) 第三者に売却又は分譲する事を予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4条 貸付の対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 第3条に規定する貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）

1件当たりの貸付額は、おおむね300万円以上とし、10.5億円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対

象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合には、1件当たりの貸付額は15.7億円を限度とする。

2 貸付対象事業1件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額(ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。)の35パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業1件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント(貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント)未満とする。

4 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づき室蘭市と締結した定住自立圏の形成に関する協定書又は西いぶり定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「10.5億円」とあるのは「16.8億円」と、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

5 連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づき宣言連携中枢都市と締結した連携中枢都市圏形成に関する連携協約又は連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「10.5億円」とあるのは「16.8億円」と、「15.7億円」とあるのは「25.3億円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

6 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は、4年以内とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、15年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。

(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(貸付けの方法)

第10条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第11条 市長は、地域総合整備資金の貸付けを受けた者(以下「借入人」という。)が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第12条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人若しくは保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が市長の策定した地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

(2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

(4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

(6) 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

(7) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。

(8) 借入人が解散したとき。

(9) 保証人が前3号に定める事由のいずれかに該当したとき。

(10) 前各号のほか、市長において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(借入申請)

第13条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して市長に申込みをしなければならない。

- (1) 事業者概要書
 - (2) 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書
 - (3) 年度別損益・資金収支計画書
 - (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
 - (5) 連帯保証予定者の意見書
 - (6) その他貸付審査に当たり市長が必要と認める資料
- (貸付決定)

第14条 市長は、地域総合整備資金の貸付決定に当たっては、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査及び検討結果並びに登別市地域総合整備資金貸付審査委員会設置要綱（平成5年告示第33号）に規定する審査委員会の意見を参考とするものとする。

(貸付決定の通知等)

第15条 市長は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者（以下「貸付決定者」という。）に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

第16条 市長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(保証人)

第17条 貸付決定者は、民間金融機関等確実な連帯保証人をたてなければならない。

(貸付けの契約等)

第18条 貸付決定者は、市長と金銭消費貸借契約を締結しなければならない。この場合において、前条に規定する連帯保証人は、保証書を市長に提出するものとする。

2 貸付けする地域総合整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の交付は、一括して、市長の指定する貸付決定者名義の金融機関口座への振込の方法により行う。

3 貸付決定者は、貸付金を受領したときは、遅滞なく領収書を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第19条 貸付決定者が貸付対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ

め市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により貸付額に変更が生じる場合には、財団と協議のうえ変更することができる。

3 第15条、第17条及び第18条の規定は、前項の規定による貸付金の変更について準用する。

(完了届)

第20条 貸付決定者は、貸付対象事業を完了したときは、遅滞なく証拠書類の写しを添えて貸付対象事業完了報告書を市長に提出しなければならない。

(監査)

第21条 市長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

(貸付け等に係る事務の委託)

第22条 市長は、法令の定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続き)

第23条 前条に規定する委託に際しては、市長は、財団と委託契約を締結する。

附 則 (平成5年告示第32号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年10月27日から施行する。

(設備投資額要件及び貸付額の特例)

2 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------|-----|------|
| 第5条第1 | 6億円 | 7億円 |
| 項 | 9億円 | 10億円 |

附 則 (平成8年告示第66号)

この要綱は、平成8年12月4日から施行する。

附 則 (平成9年告示第79号)

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年告示第48号)

この要綱は、平成12年5月18日から施行する。

附 則 (平成14年告示第23号)

この要綱は、平成14年2月25日から施行する。

附 則 (平成14年告示第74号)

この要綱は、平成14年5月27日から施行する。

附 則（平成15年告示第76号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年告示第60号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年告示第62号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第100号）

この告示は、公布の日から施行し平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成24年告示第42号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第87号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第104号）

この告示は、公布の日から施行する。